

議第九十一号

岐阜県水源地域保全条例の一部を改正する条例について

岐阜県水源地域保全条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年六月二十三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県水源地域保全条例の一部を改正する条例

岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項及び第十三条第三項中「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

第十四条第一項中「その」を「水源地域内の」に改め、同条第二項中「第二十一条」を「第十二条」に改める。

第二十四条を第二十五条とする。

第二十三条第一号中「（同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第十七条第一項」を「、第十六条第一項若しくは第五項又は第十八条第一項」に改め、同条第二号中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三号中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二条中「第二十条」を「第二十一条」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とする。

第十九条中「土地所有者等」の下に「又は開発行為者」を加え、「その」を「これらの」に改め、同条第一号中「（同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第十七条第一項」を「、第十六条第一項若しくは第五項又は第十八条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条第一項中「土地所有者等」の下に「又は開発行為者」を加え、同条を第十九条とする。

第十七条第一項中「日」の下に「又は開発行為の完了の日」を、「第十五条第一項各号」の下に「又は第十六条第一項各号」を加え、同条第二項に次の二号を加え、同条を第十八条とする。

三 第十六条第一項第二号に掲げる事項 変更後の予定年月日の六十日前（当該予定年月日が当初の届出をした日から六十日を経過した日以後である場合にあつては、当該予定年月日の

前日)

四 第十六条第一項第四号、第五号又は第七号に掲げる事項 変更後の開発行為に着手しようとする日の六十日前

第十六条第一項中「前条第一項」を「第十五条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十条第一号及び第二十四条第一号において同じ。）又は前条第一項（同条第三項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十条第一号及び第二十四条第一号において同じ。）」に改め、同条第二項中「前条第一項の規定による」を「前項の」に、「土地所有者等」を「者」に、「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同条第三項中「届出者」の下に「（土地所有者等に限る。）」を加え、同条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（開発行為の届出）

第十六条 水源地域内において、土石の採掘その他の規則で定める土地の形質の変更又は水資源を採取するための設備の設置（以下「開発行為」という。）を行おうとする者（以下「開発行為者」という。）は、当該開発行為に着手しようとする日の六十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 開発行為者及び開発行為者から開発行為に係る工事を請け負う者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 開発行為の着手の予定年月日

三 開発行為の完了の予定年月日

四 開発行為に係る土地の所在及び面積

五 開発行為の目的

六 開発行為に係る権原の種類（所有権以外の権原にあつては、種別及び内容）

七 開発行為の種類及び内容

八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 開発行為者が国又は地方公共団体であるとき。

二 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために開発行為が行われるとき。

三 森林法第十条の二第一項又は第三十四条第二項の許可を受けて開発行為を行うとき。

四 森林の施業及び管理に必要な開発行為であるとき。

五 水源地域の水収支に著しい支障を及ぼすおそれがない開発行為として規則で定めるものを行うとき。

3 第十三条第一項の規定による指定（当該指定の区域の変更を含む。次項において「指定」という。）の際現に当該指定に係る水源地域（当該指定の区域の変更にあつては、当該変更により新たに水源地域となった区域。次項において同じ。）内において開発行為を行っている場合

における第一項の規定の適用については、同項中「当該開発行為に着手しようとする日の六十日前まで」とあるのは「当該水源地域の指定の日（当該指定の区域の変更にあっては、当該指定の区域の変更の日）から三十日以内」と、「次に」とあるのは「次の各号（第二号を除く。）に」とする。

4 指定の日から起算して六十日を経過する日までの間に当該指定に係る水源地域内において開発行為に着手しようとする場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該開発行為に着手しようとする日の六十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

5 第一項（前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をした者は、当該届出に係る開発行為を休止し、再開し、廃止し、又は完了したときは、規則で定めるところにより、その事由が発生した日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならぬ。

附 則

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に水源地域内において開発行為を行っている者に対する改正後の第十六条第一項及び第十七条第一項の規定の適用については、改正後の第十六条第一項中「当該開発行為に着手しようとする日の六十日前」とあるのは「令和三年一月三十一日」と、「次に」とあるのは「次の各号（第二号を除く。）に」と、改正後の第十七条第一項中「第四項」とあるのは「第四項並びに岐阜県水源地域保全条例の一部を改正する条例（令和二年岐阜県条例第 号）附則第二項」とする。

提 案 説 明

水源地域内において開発行為を行おうとする者に対し事前の届出を義務付ける等のため、この条例を定めようとする。